

様式第9号(第8条関係)

市営・特定市営住宅承継入居承認申請書

_____年 _____月 _____日

水戸市長 様

氏名 _____

(電話 _____)

承継入居をしたいので、下記のとおり申請します。

| | | | | | |
|--|------------------|-----|------|-------------|------|
| 住 宅 名 | 市営・特定市営 住宅 棟 階 号 | | | | |
| 前入居者名 | | | | | |
| 承継入居する者 | 続柄 | 氏 名 | 生年月日 | 勤務先名称及び電話番号 | 年間所得 |
| | 本人 | | | | 円 |
| | | | | | 円 |
| | | | | | 円 |
| | | | | | 円 |
| | | | | | 円 |
| 承継入居の理由 | | | | | |
| 敷金に関する一切の権限を承継入居者に譲渡します。 現在の入居者氏名 _____ 印 | | | | | |

添付書類

- 1 戸籍謄本（承継する理由（離婚，死亡等）及び名義人との関係がわかるもの）
- 2 住民票（世帯全員のもので本籍及び続柄が記載されているもの）
- 3 承継入居する家族の前年の所得を証する書類（市県民税課税証明書又は源泉徴収票若しくは確定申告書の写し）
- 4 非課税証明書等無職無収入を証する書類
- 5 納税証明書（完納証明用）等課税されている全ての市町村税を完納していることを証する書類
- 6 誓約書
- 7 承継入居承認申立書

様式第4号(第5条関係)

誓 約 書

年 月 日

水戸市長 様

住所
氏名 印

入居に当たっては、公営住宅法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、水戸市営住宅及び特定市営住宅条例等を遵守し、債務及び義務は、必ず履行することを誓約します。

| | | | |
|-----|----------|----------|----|
| 所在地 | 水戸市 | | |
| 住宅名 | 市営・特定市営 | 住宅棟 | 階号 |
| 家賃等 | 家賃 | 円 敷金 | 円 |
| | 汚水処理場使用料 | 円 駐車場使用料 | 円 |

また併せて緊急連絡先を報告します。

| | |
|---------|----------------|
| | 緊急連絡先 |
| ふりがな住所 | (〒 -) |
| ふりがな氏名 | 印 (年 月 日生) |
| 入居者との関係 | |
| 電話番号 | 自宅 携帯 |
| 勤務先所在地 | (〒 -) |
| 勤務先名称 | 電話番号 |

添付書類

- ・緊急連絡先との関係を証する戸籍等の書類

令和____年____月____日

水戸市長 様

入居申込
同居承認 申立書
承継入居承認

1 市営住宅等の申込等に当たり、名義人及び同居者が暴力団員でないことを申し立てます。

なお、この申立てに虚偽の内容がある場合は、入居申込の取消し又は同居承認・承継入居承認を受けられなくても異議がないことを申し立てます。

2 市営住宅入居後、又は同居承認・承継入居承認の際、下記の(1)から(4)の事由が発生した場合は、市営住宅を明け渡しすることについて承諾しました。

- (1) 上記1の申立て内容が虚偽である場合
- (2) 市営住宅入居後に入居者又は同居親族が暴力団員であることが判明した場合
- (3) 市営住宅に暴力団員を同居させた場合
- (4) 市営住宅に暴力団員を出入りさせた場合

3 暴力団員であるか否かの確認のため、茨城県水戸警察署長に照会することについて承諾しました。

名義人氏名 _____ 印

緊急連絡先変更に係る誓約書

年 月 日

水戸市長 様

住 所

名義人氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項に規定する誓約書に緊急連絡先として記載した者が死亡、行方不明その他緊急連絡先としての機能を果たせなくなったときは、速やかにその旨を水戸市長に届け出ること。
- 2 前項に規定する事態が発生したときは、速やかに新たな緊急連絡先として入居決定者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）（市長が特に認めるときは、市長が適当と認める者）の連絡先を水戸市長に届け出ること。
- 3 前項に規定する届出をするときは、緊急連絡先である者との関係を証する書類を添付すること。

以上

入居住宅返還に係る同意書

年 月 日

水戸市長 様

住 所

名義人氏名

印

私は、下記の事項について同意します。

記

- 1 入居する住宅を返還するときは、住宅内の物品（家具、家電、食器類その他の生活用品）を全て搬出すること。
- 2 返還期日までに返還が完了しないときは、鍵の返還の有無にかかわらず水戸市が鍵を交換すること。
- 3 返還期日後に残置した物品については、その所有権を放棄し、水戸市が自由に処分することに異議を申し立てないこと。

以上